

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
16	公立大学法人による出資範囲の拡大	1
18	家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること	7
21	建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し	9
23	特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し	11
13	民生委員・児童委員の選任要件の見直し	13
3	戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大	16

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省、経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号 (管理番号	174-1 174)	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

公立大学法人による出資範囲の拡大(ベンチャーキャピタル及びファンド等)

提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること。

具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に公立大学として唯一採択され、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしている。また、今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も検討していきたいと考えている。現行法令上、公立大学法人は、技術移転事業に出資することは可能であるが、コンサルティング事業やベンチャーキャピタル及びファンド等に出資することができず、外部組織を設置するにあたり支障が生じるため、出資を可能としていただきたいと大学からも要望がある。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進や大学の研究成果を活用したコンサルティング等により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条
地方独立行政法人法施行令第4条
産業競争力強化法第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、東京都

○県立医科大学では、大学発ベンチャー6社が設立しているところ、公立大学法人が出資することで、ベンチャーの財政基盤が安定するとともに、大学からの出資を受けることで信用力が高まることから、新規取引の開始や拡大、民間企業等からの新たな出資の呼び込みにつながる。また、公立大学法人からの（一部）出資が見込めることで、新たな大学発ベンチャーの起業につながる。以上により、大学の研究成果の社会実装を進めるとともに、地域経済の振興、活性化に貢献したい。

各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省、経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号 (管理番号	174-2 175)	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

公立大学法人による出資範囲の拡大(大学発ベンチャー)

提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「大学発ベンチャー」に拡大すること。

具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO(特定大学技術移転事業)及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、指定国立大学法人において出資が認められている「大学発ベンチャー」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、これまで40社の大学発ベンチャーが生まれている。今後、更にスタートアップの創出・支援の強化に取り組むこととしており、将来的に大学発ベンチャーへの直接出資についても検討していきたいと考えている。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、指定国立大学法人において出資が可能とされている「大学発ベンチャー」への出資について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、東京都

—

各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、文部科学省、経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	174-3	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	257）			提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

提案団体

東京都、福島県

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為（国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む）が可能になるよう、見直しを行うこと。

具体的な支障事例

【背景】

国立大学法人においては、国立大学法人法の改正等により、2022年4月から、民間企業が設立したファンドへの出資が可能となり、大学発スタートアップに投資できるようになるなど、出資の範囲が拡大している。一方で、公立大学法人によるベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法施行令により制限されている。

【支障事例】

国立大学で出資範囲が拡大され、私立大学では独自の経営判断で出資可能にもかかわらず、公立大学法人だけが出資できないという現状では、他大学からの教員の招聘に支障が出ることも懸念され、大学の競争力の低下を招くことが危惧される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

規制緩和により、国立大学法人同様、多様なスタートアップ等を支援することが可能になることで、これまで以上に公立大学法人の研究成果等の社会への還元が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条第2号、第70条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府

—

各府省からの第1次回答

国立大学法人法第22条に関わる提案については、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等も確認の上、検討する。

なお、国立大学法人法第22条第1項第9号に関わる提案については、出資の内容について規定する産業競争力強化法との関係についても、関係省庁間で連携して検討する。

国立大学法人法第34条の2に関わる提案については、一定の基準を満たした国立大学法人のみに認められている措置であることから、国立大学法人における制度趣旨・実績等を踏まえ、一定の基準を公立大学法人が満たしているかや、団体及び公立大学法人の具体的なニーズ・シーズ及び実際に出資を検討している時期等を確認の上、検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	284	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	284)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）第5条第3項により検査を実施した家畜以外の飼養動物（高病原性鳥インフルエンザの場合であれば、飼養鳥）について、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある時（隔離等の適切な飼養管理ができない、と家畜防疫員が判断した時）は、殺処分等防疫措置に係る命令を可能とする規定を新設すること。

具体的な支障事例

家伝法は、家畜の伝染性疾病的発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。

同法第5条第3項では、「都道府県知事は、（中略）家畜以外の動物が第2条第1項の表の上欄に掲げる伝染性疾患にかかり、又はかかっている疑いがあることが発見された場合において、当該伝染性疾患が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疾患の発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。」とされている。

この条文では、野生下・飼養下に関わらずすべての家畜以外の動物が同項の対象であるように解釈できる。しかし、現行の家伝法では、家きん以外の飼養下にある鳥類（以下「飼養鳥」という。）について、法に基づき検査が実施できるにも関わらず、その結果、感染が確認された場合の殺処分等防疫措置などの対応については規定されておらず、家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。

なお、家きん以外の飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、環境省により「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザの対応方針（以下「指針」という。）」として整理されているところである。

指針では、「感染した飼養鳥」又は「感染疑い飼養鳥」の殺処分若しくは治療の判断は、隔離（留意事項3参照）が可能で十分な治療体制を確保できるか検討し、治療を行うことは感染拡大のリスクが否定できない行為であることを十分に理解した上で、担当獣医師の所見を踏まえ、展示施設の管理者が判断する。」とされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和4年度に県内の動物園で高病原性鳥インフルエンザが確認された。

この事例では、高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された飼養鳥と同一エリアで飼育していた、家きん以外の鳥類についても、感染のおそれがあることから、動物園が自衛殺を実施したが、あくまでも管理者の判断に委ねられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、伝染性疾病への感染が確認された飼養鳥についても、殺処分等が可能となり、家畜へのまん延をより実効的に防止できるようになるなど、行政の適正化につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第5条第3項、第16条、第17条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市

—

各府省からの第1次回答

家畜伝染病予防法は畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、家畜に限定して殺処分を求めている。

一方、動物園の飼養鳥等は、恒常的な出荷や素畜の導入等の流通は行われておらず、一般的には個体毎に管理されていると考えられるところ、その飼養形態を踏まえれば、動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低いと考えられることから、殺処分という財産権の制約を伴う措置を求める必要性が低いと考える。また、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等の伝染性疾病にかかっていることが発見され当該疾病が家畜にまん延するおそれが高い場合や家畜以外の動物における鳥インフルエンザ等の伝染性疾病のまん延による当該病原体の拡散を防止する必要があるときは、同法に基づき、場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限（第10条、第25条の2）、注射・投薬（第31条）等の防疫措置を行うことが可能であるため、殺処分を求めずとも、家畜以外の動物に起因する家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能である。この点で、御提案の、「家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。」は事実誤認である。

なお、ご提案のように、仮に飼養動物について、家畜防疫員の判断で殺処分可能との規定を新設するのであれば、所有者には、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置のため、同法に定める飼養の報告、飼養衛生管理基準遵守、患畜等の通報等が求められ、これらの指導等も必要と考えており、実効性の観点からも極めて困難である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	181	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	181)			提案分野	09_土木・建築

提案事項（事項名）

建設機械抵当法に基づく打刻手続きの見直し

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建設機械抵当法に基づく打刻について、航空機への登録記号打刻において認められているように、打刻の実施主体を都道府県から申請者等に変更し、併せて、打刻した金属板を建設機械に固定する等の打刻方法の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

建設機械抵当法上の打刻（以下、「当該打刻」という。）は、国土交通大臣の権限に属する事務と定められているが、同法施行令第3条第1項及び第3項により、都道府県知事許可を受けた建設業者からの申請による打刻は、第一号法定受託事務により、都道府県知事が行うこととされている。

また、同施行令制定附則第2項において、大臣が行うべき打刻は、当分の間、知事が行うこととされたまま、長期間が経過している。

【支障事例】

当該打刻は、非常に申請件数が少ない（当県では数年に1件程度）ため、職員にノウハウの蓄積がない。

このため、事務に必要な、打刻の方法の習熟、打刻機の試運転、事前の打刻の練習等に長時間を要しており、申請者にとって不利益が生じるおそれがある。

また、打刻機は特殊な器具のため高価（当県の空気式打刻機は一式で約75万円）なものであり、使用頻度が少ない器具を各都道府県が備えている現状は、無駄が大きい。さらに、打刻機はかなりの衝撃や大きな音が出るため、庁舎内での練習等は困難である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

打刻内容のプレートを申請者側で付けても良いかという問い合わせは受けたことがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者等が自ら、打刻や打刻した金属板の固定を行うことで、手続きに要する時間の短縮が見込まれる。また、処理件数が少ない事務に対する行政の準備の負担が軽減されることで、都道府県事務の効率化につながる。

根拠法令等

建設機械抵当法第4条第4項、建築機械抵当法施行令第3条第1項、第8条第1項、附則第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、高知県、宮崎県

○当県においても建設機械の打刻は5年以上も事例が無く、打刻のノウハウは全く失われており、もし申請があった場合には、打刻の習熟をどのように行えるのかという検討からスタートする状況である。（当県では打刻機は所有していないので、手作業での打刻となる。）

○当県において当該打刻は20年以上申請がなく、職員の打刻技術の問題はもとより、打刻機の老朽化が懸念される。

各府省からの第1次回答

①打刻の実施主体については、都道府県担当者の立ち会いのもと、申請者が自ら打刻するといった運用が可能であることを明確化することについて検討する。

②打刻した金属板を建設機械に溶接するなど、剥離できない状態で固着させることを前提として、打刻した金属板を固定する方法によることも可能であることを明確化することについて検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	166	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	166）			提案分野	09_土木・建築

提案事項（事項名）

特定都市河川の標識の設置に係る条例委任の見直し

提案団体

群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

特定都市河川に係る標識の設置について、国土交通省令で定める基準をそのまま準用する場合は、都道府県や政令指定都市、中核市（以下、「都道府県等」という）において別途条例を定めなくてもよいこととする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

近年、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化により、全国各地で大きな災害が発生していることから特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川の指定対象が全国の河川に拡大された。

特定都市河川浸水被害防止法で指定できる施設（雨水貯留浸透施設、防災調整池、貯留機能保全区域）に設置する標識の記載内容について、特定都市河川浸水被害対策法第38条、第45条及び第54条において、「国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めること」を求めている。

【支障事例】【制度改正の必要性】

標識の記載内容は、参酌すべき基準として国土交通省令に具体的に列記されており、都道府県等が独自の基準を定める余地が少ないものの、条例で定めることを規定されていることによって、特定都市河川の指定に向けた手続きと並行して、条例制定に係る多大な事務負担が発生している。

【支障の解決策】

特定都市河川に係る標識の記載内容について、国土交通省令で定める基準を変更する場合のみ、都道府県等で条例を定めることとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県等の条例制定に係る事務負担を削減することができる。

根拠法令等

特定都市河川浸水被害対策法第38条第3項、第45条第1項、第54条第1項
特定都市河川浸水被害対策法施行規則第27条、第33条、第40条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、石川県、京都府、広島市、久留米市

○特定都市河川の指定に向けた関係機関との合意形成された後に、条例制定に係る手続きを行う必要があることから、限られた時間の中での多大な事務作業に加え、特定都市河川の指定時期に大きな影響を及ぼす。
 ○当市は、中核市であり、現在、特定都市河川の指定はないが、令和元年東日本台風や令和5年台風第13号等により甚大な被害を受けており、今後、被害軽減に関し、特定都市河川の指定に向けた検討を行う可能性がある。
 この場合には、条例制定に係る事務負担が生じる事が懸念される。
 ○当該制度の運用については検討前のため、現状、改正の必要性は具体的に生じてないが、検討を進める中で制度改正の必要性が高まることは十分に考えられる。

各府省からの第1次回答

特定都市河川法第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項については、それぞれ雨水貯留浸透施設を設置した場合、保全調整池を指定した場合及び貯留機能保全区域を指定した場合に、標識を設置しなければならないことを規定している。
 この規定については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づく検討の結果、標識については、一律に定められた基準に従うことを義務付けなくても、都道府県において適正な判断がなされることが期待できることから、「国土交通省令に定めるところにより」から「国土交通省で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることにより」に改めたところ。
 「求める措置の具体的内容」の検討にあたっては、こうした経緯も踏まえつつ、標識の内容や条例制定の事務負担など、まずは全国自治体における実態の把握が必要である。
 このため、当該事務に対応する自治体への調査を実施した上で、国土交通省の対応方針を回答する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁、厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	133	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	03_医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	----------

提案事項(事項名)

民生委員・児童委員の選任要件の緩和等

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、民生委員法第6条第1項により「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」から推薦することとされていることから、当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住している必要がある。

【支障事例】

当区においては、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的には就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、欠員が増加している。また、推薦母体である町会・自治会への加入率は低く、適任者を見つけることができない状況が続いている。加えて、主に都心区などでは昼間人口と夜間人口の差が激しく、また、再開発が急激に進む中、町会・自治会自体を組織していない地域や、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケースなどもあり、民生委員・児童委員の担い手を確保することがますます困難になっている。

【支障の解決策】

民生委員・児童委員の欠員が続くことは、区民サービスの低下を招くことに加え、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や当該地区の民生委員・児童委員事務局(主に地方公共団体)の負担の増加につながるなど、地域福祉推進の妨げとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

企業の社会貢献活動として地域参加を掲げている事業者もいることなどから、選任要件を緩和し、在勤者の委嘱も可能とすることにより、担い手不足解消の一助となることが期待できる。また、欠員が解消することで民生委員・児童委員や地方公共団体の負担の軽減につながるとともに、区民サービスの向上につながることが期待できる。

根拠法令等

民生委員法第6条第1項、児童福祉法第16条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、沖縄県

○民生委員は、自治会から候補者を推薦してもらっているが、自治会加入率は年々低下していることや、地域コミュニティの衰退、コミュニティ活動に対する住民意識の低下により、自治会が候補者を探すのは容易ではない。在勤者を対象にすることで、民生委員候補者の母数を増加させるとともに、地元企業を対象に推薦依頼を行うことによって、欠員を解消する可能性が高まることが期待される。

○欠員地域には、隣接する他の地域の民生委員・児童委員にカバーしてもらっている。

○当市においても、再開発が進む地域では自治会活動が弱まり、民生委員の欠員が50%を上回る地域がある。担い手の確保には、選任要件の緩和と併せて、証明事務など民生委員業務の見直しによる負担軽減も重要。

○当市においても、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等から、民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっている。

ついては、民生委員・児童委員の担い手不足について、国が全国的な対応策や方針を示していただくことが必要であるとする。

各府省からの第1次回答

民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。

これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。

なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市部では、他人との関わりを忌避する傾向が強く、また、日中は区外に勤務している住民も多いため、地域のコミュニティに積極的に参加できる人は限られている。その地域に長く居住していることが、地域住民の生活の実情を把握することにつながるとは言い難い状況である。

一方で、昼間人口と夜間人口の差が大きく、日中は多くの人々が区内に勤務している。その中で、日頃から住民との関わりを持つ地元商店の従業員や、地域の社会貢献活動に熱意を持って取り組んでいる企業の社員、一定期間区内に在住し地域で活動していた転出者など、在住者ではなくても、地域住民の実情を把握している人材は存在する。また、再開発が急激に進む中、大規模マンションなど民生委員・児童委員の確保が困難な地域では、居住者の実情を把握している管理人やコンシェルジュなど、在勤者であっても民生委員・児童委員の候補者になり得ると考える。これらの中で例えば区外への転出を理由に民生委員・児童委員を退任した者で言えば、前任期中において6名おり、要件を見直した場合にはこうした者の活用も可能となる（この場合には、地域住民の生活の実情に通じていることは明らかである。）。

民生委員制度は、創設から100年を超える長い歴史があるが、この間、社会情勢は大きく変化しており、昨年度の民生委員の改選結果によれば、欠員数が戦後最多となるなど、当区だけでなく、他の多くの自治体においても同様の課題が生じているものとする。こうした現状を踏まえると、地域の実情や今の時代に即した選択肢のある制度として柔軟に対応していくことこそが、民生委員・児童委員制度の持続可能性につながるものであると考える。ついては、民生委員の候補者を在勤者にも拡大するなど担い手確保策の早急な検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

民生委員は「地域住民の生活の実情に通じている者が選任される」とのことであるが、大規模マンションの管理人やコンシェルジュ、あるいは、地域の商店街で働く者で日常的に地域住民との関わりがある者など、「当該市区町村外に居住する在勤者（以下「在勤者」という）」の中にも「地域住民の生活の実情に通じている者」がいるものと思料（また、制度創設時と比較して、社会構造等が変化していることから、これまで制度上想定していなかった者の中にも適任者がいるものと思料）。

従って、必ずしも“その地域に相当期間居住している者”に限定する必要はないのではないか。以上を踏まえ、本制度の持続可能性を高める観点から、選任要件の拡大について検討すべきではないか。

なお、関係府省ヒアリングにおいて示された「民生委員の業務は幅広い中で、在勤者が職務全般を継続的かつ総合的に担うことができるのかどうかという課題がある」との懸念点については、現行制度上、想定される民生委員の職務の内容について、地域における関係性の変化等も踏まえながら精査・効率化することで解消されるのではないか。

各府省からの第2次回答

ご提案については、民生委員法の規定を踏まえ、民生委員の当該地域での職務（例：日常的な相談援助、虐待や生活困窮など福祉的課題がある家庭への訪問、災害時等の活動、福祉事務所や児相等への協力等）について、在勤者の方（別の市町村に居住し、基本的に勤務のためにその時間に当該地域に来訪している方等）に、適切かつ継続的に担っていただけるか等の点も含めて、民生委員の当事者団体の意見等も踏まえながら、丁寧に検討する必要がある。

一方で、民生委員活動の担い手の拡大や負担軽減については重要な課題。このため、引き続き、民生委員の業務内容や業務量等の実態も把握しつつ民生委員の当事者団体のご意見も踏まえながら、民生委員協力員によるサポートや、業務負担の軽減策、地域の創意工夫も活かした取り組みの促進等についての検討も併せて進める。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【こども家庭庁(2)】【厚生労働省(1)】

児童福祉法(昭22法164)及び民生委員法(昭23法198)

民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省・法務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	27	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	27）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

都道府県では、地方税の賦課徴収業務に際し、納税義務者が死亡している場合等で戸籍資料を確認する必要がある時には、郵送により市区町村へ公用請求を行っている。

当団体における令和2～4年実績として、課税部門においては、自動車税に係る請求について年間 500 件程度、特別区の固定資産税に係る請求について年間 10,000 件以上、及び個人事業税に係る請求について年間 100 件程度の戸籍資料の公用請求を行っている。また、滞納整理部門においても、年間 29,000 件程度の公用請求を行っている。

【支障事例】

郵送による戸籍資料の公用請求は、請求してから回答までに1か月程度要することもある。また、被相続人が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合には、相続人を特定するまでに数か月かかる事案もあり、相続人調査に多くの時間と郵便費用を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍情報連携システムについて、住民基本台帳ネットワークシステムと同じように都道府県の利用が認められることで、都道府県の事務処理の迅速化のみならず、市区町村における戸籍謄本等の交付事務の大幅な負担減となり、都道府県と市区町村双方の事務の効率化に資する。

根拠法令等

戸籍法第 10 条の2第2項、第 118 条、第 120 条の2第1項第2号、地方税法第 14 条の 18、第 20 条の 11、第 72 条の 50、第 146 条、第 343 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、群馬県、神奈川県、静岡県、豊橋市、安来市、大牟田市

〇年々公用請求件数が増加傾向にあり、事務負担が増加している。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムは、その制度上、戸籍事務のためのみに用いることができるものであることから、市区町村の戸籍担当部署において利用が可能となっている。そのため、戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	45	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	45)			提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他区市町村が本籍地の戸籍謄本等を参照、出力することが可能となった。これを踏まえ、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること、または、自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍情報連携システムによる旧氏登録申請者の旧氏の参照、公用請求による戸籍謄本の出力による添付が認められていない。

【支障事例】

現行制度のままでは、戸籍謄本原本の添付がないと、デジタル庁において取り組んでいるアナログ規制見直し内の「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」で示されている旧氏の住民票への記載の申出を受付しても、窓口で戸籍謄本等の書類の添付を求める必要があり、デジタル完結を実現することができない。

また、申請者によっては、婚姻や転籍等、それまでの変更履歴が確認できるよう、多数の戸籍謄本等を取得する必要があるため、取得に要する時間的・経済的な負担が相当かかっている場合がある。

【制度改正の必要性】

「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」において旧氏の住民票への記載の申出のオンライン化が明記されている。

一方で、副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、との法務省の見解がある。

そのため、工程表に従い、令和7年度までに申請のオンライン化がされる際には、上記見解のままでは、申請者は紙の戸籍謄本を住所地自治体へ提出しなければならず、アナログ規制が残ったままになってしまうため今回の処置を求めた。

【支障の解決策】

現時点での戸籍情報連携システムの運用開始により他市区町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となったため、住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定の廃止、または自市区町村内の戸籍情報システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行することで添付省略を可能とすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請を行う住民にとって、手続のデジタル完結が可能となり、戸籍届出と同時に旧氏登録・変更請求の際にも、戸籍謄本等を取得する時間的・経済的負担の削減ができ、申請書の提出のみで手続が可能となり利便性が向上する。

根拠法令等

住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条、「戸籍情報連携システムを用いた副本情報の参照について」（令和5年1月30日付法務省民事局民事第一課事務連絡）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、八戸市、花巻市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、相模原市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、東温市、南国市、熊本市、鹿児島市

- 当該手続において「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、市民の利便性向上につながる。
- 内部事務としての確認で事足りるのであれば、例え窓口受付となっても戸籍謄本の添付を求めないように整理していただきたい。
- 旧氏併記希望者に対し、氏の変更の経過がわかるよう戸籍謄本等の提出を依頼するが、聞き取りをした情報から提出してもらう戸籍を特定し案内する必要がある。戸籍の記載等に詳しくない住民も多く、必要な戸籍の案内に時間を要するケースがある。戸籍情報の参照が可能になれば従来の説明をしている間に確認作業を終えることができると考える。
- 業務の効率化及び申請した住民の負担軽減のためにも制度改正が必要である。
- 戸籍事務においては戸籍謄本等の添付が省略可能であるのにも関わらず、旧氏登録で添付が必須であるために、戸籍謄本を請求いただくことは、制度の整合が取れておらず、届出人に過剰な負担を負わせている。
- 繁忙期期間中は、土日とも住民異動届を受付しているが、本籍地市区町村が閉庁していたために続柄の確認ができず、当日中の住民票交付ができなかった。
- 住所設定の申出等は、文字の確認等のため戸籍抄本の添付を求めているが、郵送による請求しか選択できない住民は、手続きの遅れがあった。
- 戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。
- 申請者が戸籍謄本等の添付書類を準備する必要があり、時間的・経済的な負担がかかっている。

各府省からの第1次回答

提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており（戸籍法第120条の2第2項）、実現しているところである。

なお、同じく提案内容にある戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に基づく旧氏の登録等に関する事務において利用することは認められていない。

戸籍の広域交付が可能となったことを踏まえ、旧氏の記載等の手続のオンライン化について検討する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	46	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	46)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること

提案団体

茅ヶ崎市、熊本市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現在、国外から日本に住民登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続を行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはじめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。

【支障事例】

戸籍謄本の持参がない場合、住所地市区町村では本籍地市区町村に対し電話により確認を行っており、電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから時間を要している。また戸籍の届出先の市区町村から電話照会を受けた市区町村においても確認や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するためにも10分程度の事務処理を行う時間が発生している。また土日開庁時など本籍地の市区町村が電話対応を出来ない場合、届出の受理が行えないため市民の不利益が生じている。

【制度改正の必要性】

住基事務と戸籍事務はお互い関係性が深く、住民手続きの担当課では戸籍情報連携システムが利用できる戸籍端末が必ず設置されているとともに同じ職員が兼務することもある業務である。本提案が認められることにより電話というアナログ手段での事務処理によることなく、土日関係なく手続が可能となり、また電話照会による待ち時間もなくなるため市民サービスが改善される。

【支障の解決策】

令和6年3月1日の改正戸籍法施行に基づき、戸籍法施行規則第75条の3のとおり、市町村長は戸籍事務の処理に必要な範囲内において、戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本に記録されている情報を参照することができるとされた。これにより、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達及び同日付法務省民一第501号依命通知が発出され、戸籍証明書の広域交付や戸籍届出時の添付負担の軽減等が実現した一方、ここでは、戸籍法施行規則第75条の3における戸籍事務の処理に必要な範囲内について、(1)戸籍証明書等の交付業務、(2)戸籍の届出業務、(3)戸籍の訂正等業務、(4)戸籍の相談業務、(5)その他戸籍事務の遂行に必要な参照と、限定的なものとされた。副本記録情報は戸籍事務のために参照できるものとされており、戸籍事務以外において参照することはできない、とするのが法務省の見解であるが、法令等の整備により、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することを認めることで支障が解決すると考え

る。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の効率化が図れるとともに、確認する情報の正確性の向上につながる。また住民異動などの住民基本台帳の記載に関わる手続きが完了するまでの時間が短縮されるため、来庁者の待ち時間が減少し市民サービスが改善される。さらに、戸籍謄本の持参が不要になることにより、ペーパーレス化につながる。

根拠法令等

戸籍法施行規則第75条の3、「戸籍情報連携システムを用いた副本情報の参照について」(令和5年1月30日付法務省民事局民事第一課事務連絡)、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(令和6年2月26日付法務省民一第500号通達)、「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」(令和6年2月26日付法務省民一第501号依命通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、旭川市、花巻市、多賀城市、郡山市、いわき市、白河市、前橋市、柏市、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、亀岡市、豊中市、寝屋川市、西宮市、小野市、安来市、福山市、東温市、南国市、大牟田市、鹿児島市

○住民基本台帳事務においても「戸籍情報連携システム」が利用可能となれば、事務の効率化が図られ、手続きに要する時間も短縮されることから、市民に提供するサービスも改善される。

○戸籍情報連携システムの安定稼働も含め、各都市の繁忙期対策やペーパーレス化に寄与するため、是非対応していただきたい。

○国外転入の日本人住民について、本籍地が他市町村であったため電話照会を行ったが、筆頭者の漢字を誤ってしまい、19条2項通知が届き住民票修正を行った。住民基本台帳事務にも使用できていれば防ぐことのできる誤りであると考えます。

○電話照会を行う場合、本籍地の混雑状況によっては確認に相当の時間を要する場合もあり、住民・住所地・本籍地すべてが時間的コストを払っている。

○現在、国外から日本に住民登録をする際や転入や転居などの異動により既存世帯へ世帯員となる者の続柄の確定、手続きを行う者が法定代理権を有する親権者かどうかをはじめとする届出人の資格確認は、住民基本台帳法に基づく事務において、戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められていないため、戸籍謄本を持参させるか本籍地への電話照会を行うことしか手段がない。このため、土曜日等休日及び夜間の窓口開庁を実施した際、相手方市町村が閉庁していると確認が取れず、当日に手続きを完了することができない。

○本籍地市区町村が当市である場合でも、住民自身が戸籍謄本を請求し、それを添付しなければならないことについて住民から苦情があった。

○戸籍情報連携システムを使用すれば、戸籍等の書類の添付が省かれるため、当事者の負担軽減につながる。

○現在、既存世帯への転入手続き時に、世帯主との続柄を確認する際、転入者が戸籍謄本等を持参しない場合、関係自治体への電話による照会を行い、折り返しの電話により続柄を確定させており、転入手続きが完結するまでに時間を要している事実がある。現状、住民基本台帳事務と戸籍事務を同じ部署で職員が兼務していることから当該ケースについては、事務の効率化・市民の手続き時間短縮化に資することから住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムの利用が認められることを要望する。

○マイナンバーカード交付等の際、未成年者の親権確認等を電話確認等しなければならず、本籍市町村においても事務の負担となっている。

○手続の際に戸籍謄本を持参する申請者は少なく、都度本籍地に電話で確認を行っており、時間を要する。また、休日開庁や時間外だと、本籍地の自治体が開庁しておらず電話確認ができないこともあり、当日中に手続きが完了しないこともある。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから（戸籍法第120条の2第2項）、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずしても事務処理上必要な事項の確認は可能となっている。